



平成 26 年 2 月 17 日

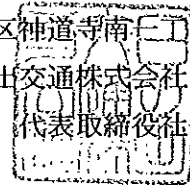
国土交通省
北陸信越運輸局
和 迩 健 二 局 長 殿

新潟市中央区神道寺南三丁目 2 番 18 号

日の出交通株式会社

代表取締役社長

都築雅夫



要 望 書

平成 26 年 4 月 1 日からの消費税改定に伴うタクシーの消費税転嫁に係る運賃等について下記の理由につき 2 点要望させて頂きたくお願い申し上げます。

1. 初乗り距離及び加算運賃につきまして距離時間短縮での消費税転嫁の公定幅運賃の公示をお願いします。
2. また、公定幅運賃公示後におかれましても、現在、当社が御認可いただいております運賃料金等につきましても引続き御認可頂きたくお願い申し上げます。

[理 由]

日本政府によるデフレ経済の脱却等の施策は順調に進んでおりますが、新潟交通圏における市況は依然として消費の上昇傾向は見られません。

又、この度の改正特措法の趣旨は、タクシー業界の活性化と適正化を鑑みれば、消費者心理も無視するわけにはできません。

よって、僅かなことですが、消費行動にブレーキがかかるような状況を少しでも回避させて頂きたく要望書を提出させて頂きたく宜しくお願い申し上げます。

以 上